千 葉 県 税 理 士 会 木 更 津 支 部

旅 費 規 程

千葉県税理士会木更津支部旅費規程

（趣旨）

第１条　この規程は，支部の税理士である会員（準会員を含み，支部規約第６条第２項に規定する税理士会員をいう。以下「税理士会員」という。）が，支部会務のための会議その他の用務により，その税理士事務所を離れて旅行した場所に支給する旅費に関し必要な事項を定める。ただし用務先において旅費の支給がある場合及び支部総会・定例会・幹事会・各部委員会等を除く。

（旅費の種類）

第２条　旅費の種類は，鉄道運賃，バス運賃，タクシー運賃，自己の車を使用した場合の車賃，その他の費用とする。

（旅費の計算）

第３条 旅費は税理士会員の事務所所在地から用務地までの往復について，最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし，用務の必要上又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行し難い場合には，その現によった経路及び方法によって計算する。

（鉄道運賃）

第４条 鉄道運賃の額は，旅客運賃，特急料金による。

（バス運賃）

第５条 バスの運賃の額は，バス乗車料金とする。

（タクシー運賃）

第６条 タクシー運賃の額は，必要最低限のタクシー乗車料金とする。

（自己の車を使用した場合の車賃）

第７条 自己の車を使用した場合の車賃の額は，事務所所在地より用務地までの距離によりガソリン代相当を支給する。距離の計算にあたっては，10㎞単位にて計算（端数切上）し，10㎞当たり 300 円とする。

（その他の費用）

第８条　その他の費用の額は，駐車料金等の費用とする。

（旅費の支払）

第９条　旅費は，支部所定の用紙をもって支部長に請求し，支払いを受ける。

（例外事項）

第10条　この規程により難い場合には，正副支部長の協議を経て，別に支給することができる。

（規程の改廃）
第11条　本規程の改廃は，定例会の議を経て決定する。

附　則

1　この規程は，平成13年12月18日から施行する。
2　当分の間，支部の地域性に鑑み，別表の基準による旅費を支給することが出来る。
3　当分の間，本会総会等出席の旅費については，幹事会の議を経て支給することが出来る。

別表

出張先 乗車駅	千葉本会	首都圏	横浜周辺	銚子方面	館山方面
木 更 津 駅	6,000	7,000	11,000	11,000	7,000
君　津　駅	6,000	8,000	11,000	12,000	6,000
上 総 湊 駅	7,000	8,000	12,000	12,000	5,000
袖 ケ 浦 駅	6,000	7,000	10,000	11,000	7,000